

別表第二(第十二条関係)

職別/種別	日当	
医師及び 歯科医師	一人一日 当たり 二一、五 〇〇円以 内	
薬剤師、 診療放射 線技師、 臨床検査 技師、臨 床工学士 及歯科 衛生士	一人一日 当たり 一六、六 〇〇円以 内	
		(略)
		(略)

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	第二十四條一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八條第一項の規定する緊急災害対策本部が設置された災害に於ては、六月以内に完成
(略)	(略)

別表第二(第十二条関係)

職別/種別	日当	
医師及び 歯科医師	一人一日 当たり 二一、五 五〇円以 内	
薬剤師、 診療放射 線技師、 臨床検査 技師、臨 床工学士 及歯科 衛生士	一人一日 当たり 一六、四 〇〇円以 内	
		(略)
		(略)

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	(略)

(略)	内 〇〇円以 上、三 二、三 当 たり	と び 職 者	(略)	保健師、 助産師、 看護師及 び准看護 師	一人一日 当たり
				内 五〇円以 上、八 五、八 当 たり	(略)
(略)	内 〇〇円以 上、二 三、二 当 たり	と び 職 者	(略)	保健師、 助産師、 看護師及 び准看護 師	一人一日 当たり
				内 五〇円以 上、二 一、二 当 たり	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。